

## ②粉じん等による生育環境の変化

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・裸地面は造成工事が終了した箇所から順次、早期に緑化を行う。
- ・広域的な掘削エリアの出現を極力避けるため、土工事は年次毎に施工エリアを決めて進める計画とする。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、重要な種の光合成及び呼吸を妨げるものではないものと予測され、重要な種の生育状況に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

## (2)環境影響の回避・低減の検討

### ①土地の改変による個体の消失

土地の改変による重要な種の生育状況に及ぼす環境影響は、以下に示すとおり、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

- ・可能な限り重要な種の生育個体を避けた航空障害灯のケーブルの布設

水岳、カタフタ山、タキ山東においては、多数の重要な種の生育が確認されていることから、航空障害灯のケーブル設置に当たっては、可能な限り重要な種の生育個体を避けて布設することにより、大部分の生育個体は現状のまま生育可能となることから、重要な種の生育状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。

- ・重要な種の移植

改変区域において確認された重要な種のうち、改変区域内の生育個体が消失することにより事業実施区域周辺の個体群の存続に影響があると考えられる14種について、12種(ミヤコジマハナワラビ、アカハダグス、ガランピネムチャ、クサミズキ、ヒジハリノキ、イシガキカラスウリ、ツルラン、バイケイラン、テツオサギソウ、ヤエヤマクマガイソウ、コウトウシラン、アコウネッタイラン)は、事業実施区域周辺の適地に移植を行うことにより個体の生育は確保されることから、重要な種の生育状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。ただし、2種(ハンゲショウ、タイワンアシカキ)については適切な移植地が事業実施区域周辺にないことから、生育環境を創出し、そこへ移植を行うことにより、損なわれる環境の有する価値は代償されるものと判断される。

- ・生育株への進入防止柵設置

後年次の改変区域内に生育する重要な種の生育個体について、作業員による踏圧や建設機械の誤進入がないよう、事業実施前に囲い等を行い、生育株の保護を図ることにより、生育個体は改変年次まで現状のまま生育可能となることから、重要な種の生育状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。